

総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目、加算点及び評価基準					令和 8 年度	
別表					農政部	
◇土木一式（一般競争入札） 6千万円以上 1億3千万円未満					提出様式 ※添付書類別紙のとおり	
評価項目及び加算点				評価基準		
企業の 施工 能力 6.5 点	過去 1 0 年間ににおける国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり ○ 実績なし			(0.5 点) (0.0 点)	平成 2 8 年度から令和 8 年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。 ただし、令和 8 年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等含む）。	[様式 1]
	過去 5 年間ににおける国（九州内）又は県の同種工事の施工実績 ○ 実績あり ○ 実績なし			(0.5 点) (0.0 点)	令和 3 年度から令和 7 年度までに完成検査を受けた九州農政局又は県農政部発注工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。	[様式 2]
	過去 5 年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○ 8 3 点以上 ○ 7 8 点以上 8 3 点未満 （工事成績の平均点－7 8）× 2. 9／5＋0. 1 ※小数点以下第 2 位を切り捨て ○ 7 8 点未満			(3.0 点) (2.9 点) （ ～0.1 点 ） (0.0 点)	令和 3 年度から令和 7 年度までに完成検査を受けた県農政部発注の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。	
	経営事項審査における経営状況 ○ 9 0 0 点以上 ○ 8 0 0 点以上 9 0 0 点未満 ○ 7 0 0 点以上 8 0 0 点未満 ○ 6 0 0 点以上 7 0 0 点未満 ○ 5 0 0 点以上 6 0 0 点未満 ○ 5 0 0 点未満			(0.30 点) (0.25 点) (0.20 点) (0.15 点) (0.10 点) (0.00 点)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をするこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）による Y 評点（経営状況）は何点か。	
	経営事項審査における技術力 ○ 1 1 0 0 点以上 ○ 1 0 0 0 点以上 1 1 0 0 点未満 ○ 9 0 0 点以上 1 0 0 0 点未満 ○ 9 0 0 点未満			(0.20 点) (0.15 点) (0.10 点) (0.00 点)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をするこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）による Z1 評点（技術職員の数の点数）は何点か。	
	受注工事量 ○ 0 件＝受注工事量 ○ 1 件＝受注工事量 ○ 2 件＝受注工事量 ○ 3 件＝受注工事量 ○ 4 件≦受注工事量			(1.0 点) (0.5 点) (0.0 点) (-0.5 点) (-1.0 点)	当該年度受注工事量は、令和 8 年 4 月 1 日公告開始分から当該公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、県農政部発注工事のうち、総合評価方式対象の土木一式工事（PC 工事除く）を対象とする。	
	(1) (2) (3) (4) の 合 計 上 限	1.0 点	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組 ○ ア又は、イである。 ア えるぼし又はくるみん認定企業 イ えるぼし又はくるみん認定にかかる一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ○ ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみん認定にかかる一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ○ 上記以外	(0.4 点) (0.2 点) (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 各者の実績を評価	[様式 3－1]
			(2) 過去 2 年間 ICT 活用工事施工実績 ○ I C T 全面活用施工実績 ○ I C T 部分活用施工実績 ○ 実績なし ※当該年度工事の施工実績も含む	(0.4 点) (0.2 点) (0.0 点)	令和 6 年度から令和 8 年度に完成検査を受けた下記①～②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT 活用工事の県内施工実績を有するか。ただし、令和 8 年度においては、入札公告日までに完成検査を受けたものに限る。 ① 一般土木工事又は海上工事 鹿児島県の発注工事（建築課所管発注工事を除く） ② 橋梁上部工 農林水産省九州農政局・特殊法人・鹿児島県・鹿児島県内市町村の発注工事	[様式 3－2]
			(3) 建設キャリアアップシステム活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録と当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 ○ 活用なし	(0.4 点) (0.2 点) (0.0 点)	当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。	[様式 3－3]
			(4) 登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり ○ 活用なし ※当該工事	(0.2 点) (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者の活用計画書及び誓約書を提出している。	[様式 3－4]
配置 予定 技術者 の 能力 1.5 点	(1) または (2) の ど ち ら か を 選 択	表彰 実績 と 担 い 手 育 成 加 算 の 合 計 は ○ 5 点 を 上 限 と す る	過去 1 0 年間ににおける国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり ○ 上記以外での表彰実績あり ○ 実績なし	(0.5 点) (0.3 点) (0.0 点)	【表彰実績】 平成 2 8 年度から令和 8 年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。 ただし、令和 8 年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等含む）。	[様式 4－1]
			担い手育成加算 ○ 配置予定技術者（40歳未満）または女性技術者 ○ 配置予定技術者（40歳以上45歳未満） ○ 加算なし	(0.3 点) (0.2 点) (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手加算の評価点を加える。なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は 0. 5 点を上限とする。 ① 入札公告日において満 4 5 歳未満の者 ② 令和 3 年 4 月 1 日以降に県農政部が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和 3 年 4 月 1 日以降の工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が 7 8 点以上である者。 ④ 女性技術者である。	
		(2)	県の土木一式工事の最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり ○ 上記以外での工事成績あり ○ 該当なし	(0.3 点) (0.1 点) (0.0 点)	配置予定技術者において、鹿児島県の農政部所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下、「対象工事」という。）での最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は 1 級施工管理技士または 2 級施工管理技士の資格保有していた場合に限る。 ① 令和 4 年度の工事で 8 2 点以上（令和 5 年度表彰対象評価点） ② 令和 5 年度の工事で 8 2 点以上（令和 6 年度表彰対象評価点） ③ 令和 6 年度の工事で 8 4 点以上（令和 7 年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。	[様式 4－2]
				継続学習制度①又は②の単位取得状況を評価 ① 前々年度の継続学習制度（CPD）単位取得状況 ○ 2 0 単位以上 ○ 2 0 単位未満 ○ なし ② 前年度の CPDS（1 級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上 ○ 推奨未満 ○ なし		
地域 貢献度 3.0 点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（2 年以上設置）あり ○ 工事箇所の所在する市町村内に営業所（従業員 1 0 名以上）あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（2 年以上設置）あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所（従業員 10 名以上）あり ○ 上記以外			(1.0 点) (0.8 点) (0.6 点) (0.3 点) (0.0 点)	左記箇所に営業所を有するか。 ※薩摩川内市の本土地区と飫島地区は、別市町村の取扱い	[様式 5－1]
	地域への貢献 （市町村内又は振興局・支庁管内での実績） ① 過去 5 年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ② 前年度の水土里サークル活動の実績 ③ 鳥獣被害対策実施隊員の雇用 ④ 消防団員の雇用 ⑤ 過去 5 年間ににおける家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績			0.3 ～ (1.2 点) 0.2 ～ (0.8 点) (0.3 点) (0.0 点)	① 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間において、年 1 回以上、延べ 5 回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか ② 令和 7 年度に水土里サークル活動の実績が 1 回以上あるか ③ 鳥獣被害対策実施隊員である社員を現在雇用しているか。ただし、令和 7 年度までに鳥獣被害対策実施隊員として市町村から任命されていること ④ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。ただし、令和 7 年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ⑤ 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。（当該工事箇所の所在する市町村内の実績のみ評価する。） ※薩摩川内市の本土地区と飫島地区は、別市町村の取扱い	① [様式 5－2] ② [様式 5－3] ③ [様式 5－4] ④ [様式 5－5] ⑤ [様式 5－5]
	○ 工事箇所の所在する市町村内で①～④の実績あり （1 項目あたり 0. 3 点） ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～④の実績あり （1 項目あたり 0. 2 点） ○ 工事箇所の所在する市町村内で⑤の実績あり ○ 上記の実績なし ※①～⑤の評価点の合計は 1. 2 点を上限とする			(0.3 点) (0.0 点)		
	災害対応体制 ○ 工事箇所の市町村との災害協定の締結 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定締結 ○ 上記の実績なし			(0.5 点) (0.3 点) (0.0 点)	市町村との災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。 ※薩摩川内市の本土地区と飫島地区は、別市町村の取扱い	[様式 5－6]
	農地を利用した農業経営への参入実績 ○ 農業経営への参入実績あり（農業生産法人設立を含む） ○ 実績なし			(0.3 点) (0.0 点)	前年度までに地域振興局・支庁の管内において、親会社として農業生産法人を設立、又は農地リース制度等の活用により農業経営に参入している企業であるか。	[様式 5－7]
合 計				11.0 点		
※令和元年度とは、平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日						